



医師に聞く：ドナー情報の保管と匿名性について
(オーストラリア・ニューサウスウェールズ州)

Dr. Peter Illingworth
IVF Australia

Q. 匿名性の廃止とドナー情報の破壊について

80年代から90年代にはオーストラリアでも匿名ドナーが支配的だった。NSW州では、2007年、それ以降、匿名性が廃止されることが決定され、Central Registryが設立された。そして法律は2010年から施行された。このクリニックは2002年に設立され、設立当初からきちんと記録をとって保管している。自分は2005年からこのクリニックで働いている。ドナーは設立当初からずっと非匿名のドナーしか使っていない。保管は紙と電子データの両方がある。

一部に報道されているように、一部のドナーの記録について、破壊の問題が生じている。でもそれは80年代に行われていたこと。NSW州のジャーナリストが大きく取り上げて問題になったこともあるが、ここ20年間は誰もそんなことはしていない。

80年代に起こったのは、将来、問題がおこることを予期したドクターらが、ドナーコードを黒く塗りつぶしたり、コードを切り取ったりしたこと。連結できなくなっている。でも記録自体はあるし、消滅はしていない。

Q. ドナーや依頼親は遡及的開示(註)についてどう思っていますか？

ドナーはプライバシーの侵害だと怒っている。

依頼親の方は子ども達が望んでいることなので歓迎していると思う。子ども達がそのことで苦しんでいるのを見ているので。子ども達が苦しんでいるのは事実だ。

ビクトリア州と同じように、NSW州でも将来、遡及的に非匿名化されるのではないかという恐れを感じている。匿名ドナーと、医療関係者はそのようなリスクを感じている。ドナーは、人助けのために提供した利他的な人なのに、匿名だという当時の約束が守られなくなるかもしれない懸念がある。ドナーの多くは当時医学生だから、若い男性。ちゃんと説明されていない。その時の約束が守られなくなることが心配だ。しかし現在は法律が変わって匿名は廃止されているので今後は匿名ドナーの問題は生じない。でも遡及的な開示が命じられるのでは無いかという恐れはいつもある。

ビクトリア州の法律は、自分は嫌いだ。あれは悪い。しかし時間とともに解消されていく問題だと思っている。年齢が若い子どもたちにはアクセス権があるから問題ではない。問題は昔の提供から生まれたより高齢の人たちだ。彼らはアクセス権がないといって問題にしている。それについて発言しているジャーナリストもいる。この20年間に情勢はかなり変化していったので、いずれ問題はなくなっていく。

Q. DNA テストの普及と面会拒否権(contact vetos)について

商業的なDNAテストの普及はドナーに関する状況を全く変えたと思う。匿名性は完全に意味がなくなった。法律は関係がなくなった。ドナーが匿名であったとしても、ドナーを探し出すことができるようになったから。自分たちのやり方はこれまでと何も変わらないが、何れにしてもDNAテ



ストを使えば、ドナーを探し出すことができる。だからアメリカの匿名精子バンクのシステムもいづれダメになるだろうと思う。

面会拒否権(註1)については、ドナーの保護には全くなっていないと思う。一旦、ドナーの情報が知られてしまったなら、もうプライバシーはないも同然だから。会いに行きたいと思えば出来てしまう。でも最初から開示に同意している場合は問題ない。昔とは違って、今のドナーであれば、皆、面会に同意すると思う。

Q. 知る権利についてどのように捉えているか。

今、クリニックは毎月生まれた子どもの情報を政府に報告している(註2)。そして出生証明書にもその事実は記載される。だから子どもたちはいずれ知ることになる。このことを両親には説明している。そして、早い段階で子供に伝えるようにと強く勧めている。秘密は悪いことだ。早いうちから教えれば、子どもは thank you mom などとってくれる。ある家族はドナーを見つけることを選ぶし、別の家族はしないこともある。そのことを心配する親もいるにはいるが、子どもには知る権利があると思う。

Q. 渡航治療とオーストラリア国内法について

患者とその話をしないのではっきりとはわからないが、海外に行く理由としては、匿名ドナーが欲しいからという理由ではないと思う。ここでは有償の配偶子提供は禁止されている。だから卵子ドナーが特に足りない。そのために卵子ドナーを求めて海外に行くことは多い。

海外に行きたいという患者には、ドナーを知る権利は子どもの利益にとって重要だということを忘れてはいけないと教えている。しかし大体の渡

航先では匿名の卵子提供をやっているという問題がある。

国内で統一した法律ができるのは望ましいことだとはおもうが、ビクトリア州のような法律は、自分は望まない。さらに、憲法上の問題がある。連邦政府は憲法上、各州の法律には直接介入できない。各州が同じ法律に自ら同意して従う形になる。一貫性があることは望ましいが、実際には難しいのではないかと思う。

Q. クリニックの吸収合併と、ドナー記録の保管方法について

もともと、NSW州では、4つの小さなクリニックがあった。それが最終的に1つになった。小規模なクリニックの時には医師が経営をしていたが、最終的に経営権はドクターから企業へと売却された。それが今の形になっている。

自分は、それは良いことだと思っている。患者にとっても、ケアの質にとっても。それまでは医師が患者のマネージメント、品質の管理、ラボの維持や管理など、全てをやらなければならなかった。それは大変だ。だから医師は患者だけに集中していた方がずっといい。アジアも含めて色々なクリニックを訪問したことがあるが、とても小さなクリニックで医師が全部やっている。だからそういう小さなクリニックは品質があまり良くない。複雑すぎて医師が全てをできない。医師は大きな資本のもとで患者のケアに専念した方が患者にとってもビジネスにとってもいい。ケアの質も高くなる。

Royal North Shore Hospital は、この建物の1階にそう書いてあるが、この建物は、このクリニックが全部使っている。Royal North Shore Hospital は公立の病院で道路を挟んで向かいにある。



不妊治療(人工授精など)は、もともとは公立病院でやっていた。その時、Royal North Shore Hospital でやっていた。匿名ドナーも、昔はそこでリクルートされていた。1980年代に破壊された記録というのは、公立病院での出来事だ。それを私立病院が引き継ぐことになった。というのは、人工授精だけの時は保険が効いたが、体外受精は高額だから、保険が適用されず、90年代に私立病院で実施することになって、一つの大きな系列に収められることになったから。

時々、このクリニックに対し、当時ドナーから生まれた人たちからの問い合わせが来ることがある。当時公立病院だった North Shore Hospital の記録を引き継いだ形になっているので。だからドクターは同じであっても、それは公立病院で行われたことだと言いたい。

North Shore Hospital でやっていたのは、40年ほど前だったら、カルテは紙で保管されていた。当然のことながら、紙だから保管状態は良くない。棚にしまいこんであっただけだから。その時期の記録に関して我々は責任がない。

我々の現在の記録は、紙とデータの両方ととっていて、全て電子記録がある。だからパソコンからいつでもひっぱり出せる。でも古い情報はそうはいかない。

電子化は、それぞれの病院で色々な時期に行われた。だが昔の情報は紙のまま置かれている。紙の媒体を改めて電子化するのには大変なお金がかかるから。電子化が行われたのはだいたい1980年代から1990年代にかけてだろう。公立病院での出来事だ。その時、私立病院はなかった。90年代に小さな私立病院ができた。そして、2002年、3年頃までに現在の形に吸収合併された。何れにしても、こっちの管轄になってからはきちんと記録も

とっているし問題はない。

Q. 将来、世界的に匿名性は廃止されると思いますか？

いずれ廃止されるだろう。匿名ドナーはもう廃止される方向に向かっているし、廃止されるべきだと思う。オーストラリアは知る権利について進んだ国だから、他の国は追随していくことになるだろう。多くの国がこの点ではオーストラリアに遅れをとっている。

匿名ドナープログラムは今も世界で行われているが、危険だと思う。25年前、我々が匿名性を廃止しようとしたとき、ドナーがいなくなると懸念されたからだ。確かに一時的には減った。しかし、もっと宣伝したら、ちゃんと集めることができた。だから問題がなかった。きちんとカウンセリングもして、ちゃんと説明したら、十分な数を集めることができた。匿名性を廃止してもドナーは提供してくれた。匿名でなくとも提供する人たちはいる。匿名性を廃止したらドナーが減少するというのはいりだと思ふ。精子ドナーが不足するというのは事実ではない。

註

(1)2017年3月、オーストラリアビクトリア州ではドナーの匿名性が完全に廃止された。これにともない、匿名ドナーの情報の適及的開示が求められた。一方、ドナーとレシピエントのプライバシーを守るため面会拒否権(contact vetos)を出すことが認められた。

(2)Ministry of Health, NSW では2007年以来、Central Registerが設置されており、ドナーやドナーから生まれた子の情報が集積されている(資料参照)。



Dr. Peter Illinworth

スコットランドで医学を修め、英国エディンバラで研修、1996年オーストラリアに移住、2005年からシドニーのIVF Australiaで体外受精の治療に携わっている。

IVF Australia (<https://www.ivf.com.au>)

(まとめ 日比野由利)

(場所: オーストラリア・ニューサウスウェールズ州)



(資料) Central Register of NSW (Provided by Peter Robinson and Charlotte Roberts)

**Statistics for Assisted Reproductive Technology
(as at 3.30pm on 27/08/2019)**

Record kept	Year and number	Record kept	Year and number
The number ART births on the Central Register (note: live births using donated gametes)	2010 56	The number of applications by donor offspring to voluntarily register their details and consent to release of information:	2010 0
	2011 278		2011 1
	2012 337		2012 6
	2013 456		2013 10
	2014 515		2014 11
	2015 532		2015 14
	2016 600		2016 13
	2017 732		2017 14
	2018 658		2018 10
	2019 395		2019 13
The number of past anonymous donors who have voluntarily registered their information:	2010 0		
	2011 7		
	2012 12		
	2013 6		
	2014 12		
	2015 11		
	2016 5		
	2017 16		
	2018 9		
	2019 9		